

特別企画：長野県内民事再生法申請企業の動向・追跡調査

申請企業の累計は 109 件、近年は減少傾向 破産に移行した企業は 28 件、4 分の 1 以上が再生叶わず

はじめに

2000 年 4 月に施行されてから 15 年以上が経過した民事再生法。再建型法の整理手続きとして定着し、長野県内で年間 10 件以上の企業が同法の適用を申請することも珍しくなかった。申請企業の累計は 2012 年に 100 件を突破している。

民事再生法の開始決定要件は、「企業に破産の原因たる事実（債務超過、支払不能など）の生ずるおそれがあること」「企業が事業の継続に著しい支障を来すことなく、弁済期にある債務を弁済することができないこと」。このいずれかに該当すると、基本的に裁判所は手続き開始を決定するが、この要件にあるように民事再生法は早期申請・早期再生を目指した制度である。一方、同法の適用を受けたからといってそれで再生が果たせるわけではない。今年に入ってから、再生手続きが終結していた企業や再生計画遂行中の企業が破産手続き開始決定を受けるケースが複数発生している。

帝国データバンクでは、法施行以来民事再生法の適用を申請した県内企業に焦点を当て、申請企業の動向を分析するとともに、申請・適用後の状況も追跡し、検証した。

調査結果（要旨）

■申請企業の累計は 109 件、直近 5 年間は 1 年平均 3.4 件と大幅に減少

2000 年 4 月から 2015 年 7 月までに民事再生法の適用を申請した県内企業は 109 件に達した。年度ベースでみると、年間 10 件以上が 4 回（最多は 13 件）。5 年ごとに区切ると、「2000～2004 年度」「2005～2009 年度」がともに 46 件だったのに対し、「2010～2014 年度」は 17 件（1 年平均 3.4 件）にとどまっており、近年の減少傾向が明らかとなる。

■業種別では「製造」が 38.5%で最多、負債別では「10 億円以上」が 53.2%

109 件を業種別にすると、「製造」が 42 件（構成比 38.5%）で、地区別では「北信」が 31 件（同 28.4%）で最多。負債別では、「10 億円以上」が 58 件で全体の 53.2%を占めた。

■全体の 4 分の 1 以上が破産手続きへ移行、厳しい現実が浮き彫りに

申請企業 109 件のうち、再生が叶わなかった企業も少なくない。経緯は様々だが、最終的に破産手続き開始決定を受けたことが確認できたのは 28 件（構成比 25.7%）で、全体の 4 分の 1 以上に達している。なお、業種別では「建設」が申請企業 21 件に対し、破産へ移行した企業が 12 件。構成比は 57.1%と 6 割近くに及んでいる。

1. これまでの推移～ 約 15 年で 109 件が申請、2003・2007・2009 年度は 13 件

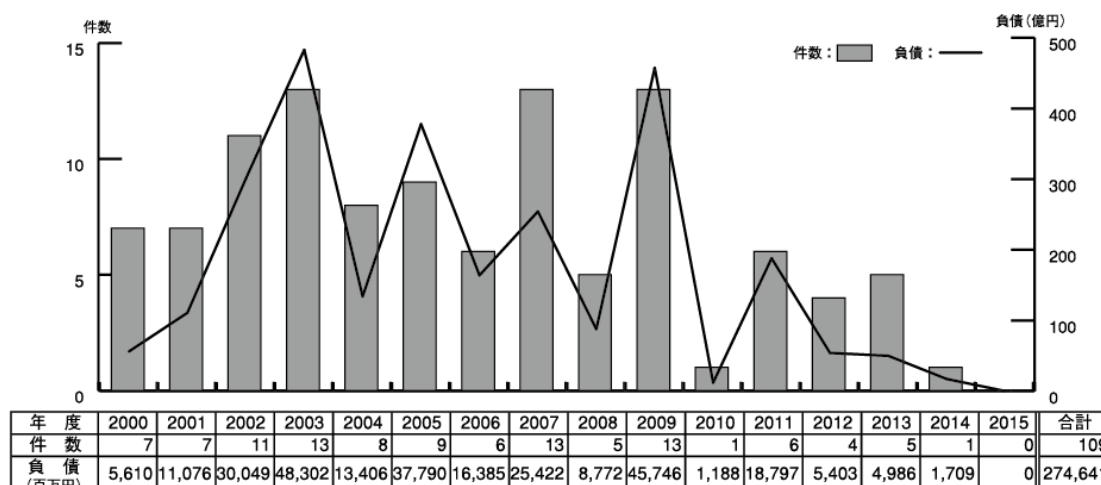
民事再生法が施行された 2000 年 4 月以降、県内で民事再生法の適用を申請した企業の件数と負債総額を年度ごとにまとめたのが下の表・グラフ。初年度となった 2000 年度は 7 件、その後 7 件（2001 年度）、11 件（2002 年度）、13 件（2003 年度）と増加傾向をたどり、再建型法的整理手続きとして定着していった。年度ベースで最多となったのは、2003・2007・2009 年度の 13 件。このうち、2003 年度は負債も 483 億 200 万円で最大。また、2009 年度も負債 457 億 4600 万円に達しているが、同年度はリーマン・ショックの影響を受け、全国的に倒産が多発。再建型の民事再生法のもとで再建を目指す企業も多く、そのことが数字に表れている。

2009 年 12 月に中小企業金融円滑化法が施行され、倒産の発生を抑制。それは円滑化法が期限を迎えた後も続いた。この倒産抑制傾向は、民事再生法の申請件数に強く示されている。2010 年度は前年度の 13 件から 1 件へと大幅に減少。2011 年度には 6 件へ増加したものの、2012 年度は 4 件、2013 年度は 5 件、そして 2014 年度は再び 1 件にとどまった。これまでの発生状況を 5 年ごとに区切ってみると、「2000～2004 年度」「2005～2009 年度」がともに 46 件（1 年平均 9.2 件）だったのに対し、「2010～2014 年度」は 17 件（同 3.4 件）と急減している。なお、2015 年度は 7 月末段階で 1 件も発生していない。

本来、再建型手続きの民事再生法は破産状態に陥る前段階で適用を受け、早期に再建を目指すもの。近年は金融機関の支援などにより清算型手続きである破産も減少しているが、従来であれば民事再生法を選択すべき場合でも、金融機関の協調支援や再生支援協議会の関与などにより再建を進められるケースが増えていることが減少の背景にあるものとみられる。

なお、2000 年 4 月～2015 年 7 月までの累計は 109 件、負債総額は 2746 億 4100 万円に達している。

長野県内の民事再生法申請件数と負債の推移（2000 年度～2015 年度、2015 年度は 7 月末段階）



2. 業種別～ 「製造」が 42 件、全体の 38.5%を占め最多

2000 年 4 月以降、民事再生法の適用を申請した県内企業 109 件を業種別によると、「製造」が

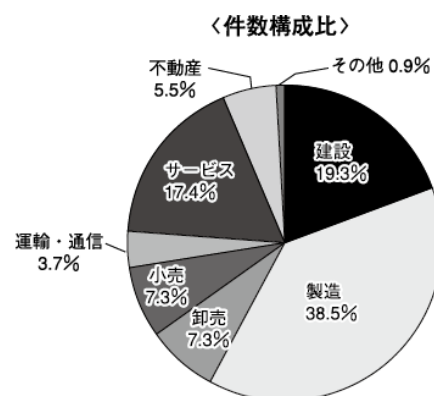
42 件（構成比 38.5%）で最も多く、以下「建設」（21 件、同 19.3%）、「サービス」（19 件、同 17.4%）などと続く。負債も「製造」が 1026 億 1100 万円で、全体の 37.4%を占めている（次頁表・グラフ参照）。

「製造」が多いのは、資金繰りに窮しても技術力や開発力などを活かし、やり方次第で事業の存続策を見出せるケースが他の業種と比べ多いこと、事業価値が評価されスポンサーの支援を受けやすいことなどが関係しているものとみられる。

なお、「サービス」の中には、「ゴルフ場経営」8 件、「旅館・ホテル経営」4 件などが含まれている。

業種別内訳

業 種	件 数	構成比 (%)	負債 (百万円)	構成比 (%)
建 設	21	19.3	35,607	13.0
製 造	42	38.5	102,611	37.4
卸 売	8	7.3	13,967	5.1
小 売	8	7.3	7,256	2.6
運輸・通信	4	3.7	9,552	3.5
サービス	19	17.4	73,292	26.7
不動産	6	5.5	30,056	10.9
その他	1	0.9	2,300	0.8
合 計	109	100.0	274,641	100.0



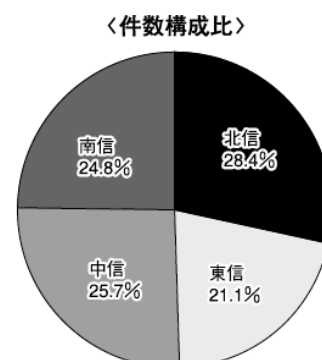
3. 地区別～ 「北信」が最多となるも、4 地区間で大きな差はなし

地区別では、「北信」が 31 件（構成比 28.4%）で最多となった。ただ、「中信」28 件（同 25.7%）、「南信」27 件（同 24.8%）、「東信」23 件（同 21.1%）と各地区比較的拮抗している。

負債も「北信」が最大だが、件数と同様それほど大きな差は生じておらず、民事再生法の適用申請が大きな偏りなく県内各地で発生してきたことがわかる。

地区別内訳

地 区	件 数	構成比 (%)	負債 (百万円)	構成比 (%)
北 信	31	28.4	80,245	29.2
東 信	23	21.1	59,425	21.6
中 信	28	25.7	55,576	20.2
南 信	27	24.8	79,395	28.9
合 計	109	100.0	274,641	100.0



4. 負債別～ 「10 億円以上」は 58 件、「100 億円以上」も 5 件

倒産全体の中で、負債規模の大きな事例が多いことも民事再生法の特徴。各区分のうち、最も多かったのは「10 億円以上 100 億円未満」の 53 件（構成比 48.6%）で、半数近くを占めている。

「100 億円以上」の 5 件（同 4.6%）と合わせると、58 件（同 53.2%）と半数を超える。一方、

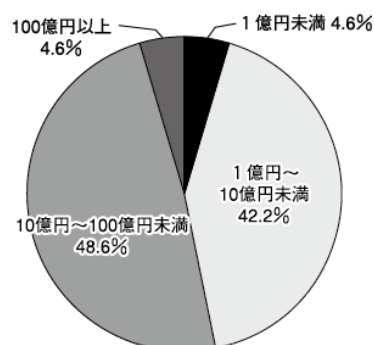
倒産全体の中で決して少なくない「1億円未満」は5件（同4.6%）にとどまった。

民事再生法のもとで抜本的な再建を目指すのは、取引先や従業員が多く、地域の中では存在感が大きい、相応規模の企業が多いことを示している。

負債額別

負債	件数	構成比 (%)	負債 (百万円)	構成比 (%)
1億円未満	5	4.6	246	0.1
1億円～10億円未満	46	42.2	23,872	8.7
10億円～100億円未満	53	48.6	175,443	63.9
100億円以上	5	4.6	75,080	27.3
合計	109	100.0	274,641	100.0

＜件数構成比＞



5. 申請企業のその後～ 破産手続きに移行した企業が28件、4分の1が再生断念

民事再生法の適用を申請し、再生手続き開始決定を受けると、債務者（申請企業）は再生計画案を作成し、定められた期限までに裁判所に提出する。その後債権者集会が招集され、そこで一定の同意を得られれば再生計画は認可され、再建が具体的にスタートする。そして、再生計画に則って一括弁済、あるいは分割弁済が行われ、分割弁済の場合でも順調に進行し、再生計画認可決定確定後3年が経過すれば再生手続きは終結する。しかし、申請したからといって自動的に再建を果たせるわけではなく、申請企業が破産と隣り合わせにあることも事実。これまで、申請したものの再生計画案の作成を断念し破産に移行するケース、認可された再生計画を履行できず破産に移行するケース、さらにはいったん再生手続き終結決定を受けながらその後再び行き詰まり破産を申請するケースなどが散見されてきたが、実際にどの程度発生しているのだろうか。

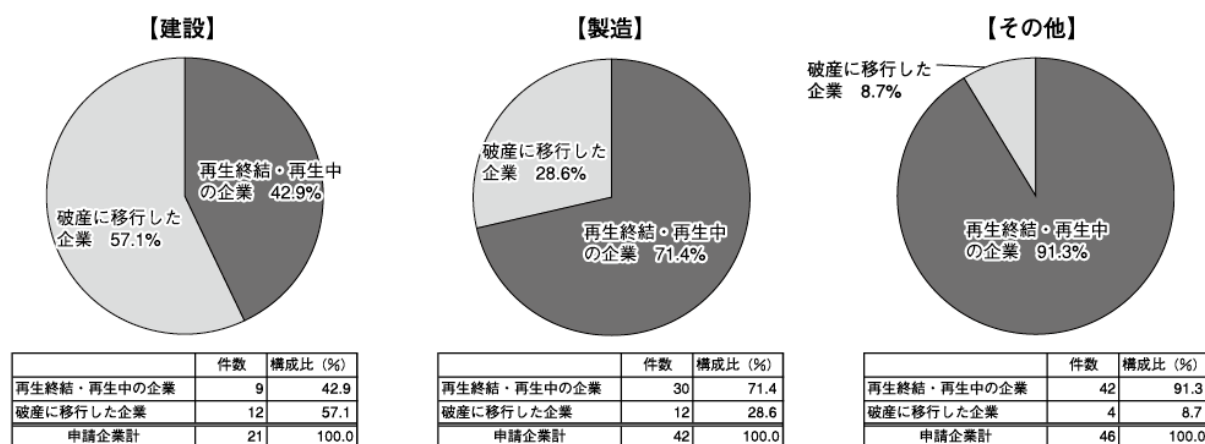
申請企業109件の“その後”を追跡したところ、28件が既に破産手続き開始決定を受けたことが明らかとなった。構成比は25.7%、4社に1社は最終的に再生できなかったということである。一方、破産には移行していないものの、既に事業実態が確認できなくなっているケースもあり、実際に再生が叶わなかった企業の比率はもう少し上昇するものとみられる。

なお、破産手続きへ移行したことが確認された28件を業種別にとすると、「建設」と「製造」が各12件と、この2業種で全体の85.7%に及んでいる。特に「建設」は申請企業21件に占める比率が57.1%と半数以上に達し、再生の難しさを示している。ちなみに、「製造」の申請企業全体に占める破産に移行した企業の比率は28.6%。

破産手続きに移行した企業(業種別)

業種	件数	構成比 (%)
建設	12	42.9
製造	12	42.9
卸売	1	3.6
小売	1	3.6
運輸・通信	1	3.6
その他	1	3.6
合計	28	100.0

申請企業に対する破産に移行した企業の割合（業種別）



まとめ

県内における民事再生法申請企業の総数は 109 件に達している。近年は、金融機関などの支援を背景に倒産が抑制される傾向が強く、破産以上に民事再生法の申請件数が減少。2014 年度は 1 件、2015 年度は現時点で 0 件である。ただ、現状の支援が無制限に続くわけではなく、企業の実態に見合った再建手段として同法を申請するケースが再び増加することも十分考えられる。

一方、民事再生法申請企業の 4 分の 1 以上が既に破産に移行。この事実は、特にスポンサーのつかない再生計画を遂行することの難しさを物語っており、取引先や関係者は、再生手続き開始決定後、再生計画認可決定後はもちろん、場合によっては再生手続き終結決定後も当該企業の動向を見守っていく必要がある。

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。報道目的以外の利用につきましては、著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。

【内容に関する問い合わせ先】

株式会社帝国データバンク 松本支店 担当:奥原
TEL 0263-33-2180 FAX 0263-35-7763